

## 実績評価書

平成21年8月

評価の対象となる施策目標	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること
--------------	---

## 1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	IX	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
施策目標	3	高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
施策目標	3-2	<b>介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること</b>
個別目標 1	介護保険制度の適切な運営を図ること	
	(評価対象事務事業) ・介護給付費等費用適正化事業 ・要介護認定適正化事業	
個別目標 2	必要な介護サービス量及び質を確保すること ※重点評価課題19(介護労働者の処遇の改善)	
	(評価対象事務事業) ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 ・地域介護・福祉空間整備推進交付金 ・介護サービス情報の公表制度支援事業 ・介護支援専門員等に対する研修事業 ・介護サービス適正実施指導事業	
個別目標 3	認知症高齢者支援対策を推進すること	
	(評価対象事務事業) ・認知症対策等総合支援事業	
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等 高齢者、特に認知症高齢者や一人暮らし高齢者が急増していく中で、高齢者が介護を必要とする状態となっても、尊厳を持って、その有する能力に応じて自立した生活を住み慣れた地域において継続できるよう、介護保険制度の適切な運営を図りつつ、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図る。		
2 根拠法令等 ○介護保険法(平成9年法律第123号) ○地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号) ○介護予防市町村支援事業実施要綱(平成18年老発第0331025) ○保険事業実施要綱(平成19年老発第0413003) 等		
主管部局・課室	老健局介護保険計画課	
関係部局・課室	老健局高齢者支援課・老人保健課・振興課	

## 2. 現状分析(施策の必要性)

介護保険制度については、平成12年4月の施行から10年目をむかえ、要介護認定者数、サービス事業者数が増加するなど、国民の間に広く普及してきたところである

が、その一方で、我が国全体の介護費用が3.6兆円（平成12年度実績）から7.7兆円（平成21年度予算）に増加するなど、制度の持続可能性を確保していくことが課題になっている。また、今後とも、国民の保健医療の向上及び福祉の増進のため、全国的に一定水準のサービスを利用できるようにすることが必要である。このため、介護給付の適正化や要介護認定の適正化などを通じて、介護保険制度の適切な運営を図っていくことが必要である。

他方、今後、高齢化が急速に進み、要介護者・要支援者も現在以上に増加することが見込まれていることから、これらの要介護者等に対して良質な介護サービスを提供していくための基盤整備を進めていくことも重要である。

さらに、今後増加が見込まれている認知症高齢者対策についても、重点的に対応していく必要がある。

### 3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標  
（達成水準／達成時期）  
※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）ただし、指標2については、【 】内は、目標達成状況（達成水準－実績値）。

	H16	H17	H18	H19	H20
1 各種給付適正化を実施する保険者の割合（単位：％） （前年度以上／毎年度）	76 【-％】	79 【104％】	99 【125％】	99 【100％】	集計中
2 要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率 （単位：ポイント） （前年度に比べ、地域格差を縮小／毎年度）	-	-	18.9 【-％】	20.4 【-1.4p】	19.2 【1.2p】
3 介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合 （単位：％） （前年度以上／毎年度）	-	-	5.9 【-％】	7.0 【118.6％】	7.6 【108.6％】
4 介護サービス情報の公表事業所数 （単位：事業所数） （前年度以上／毎年度）	-	-	93,530 【-％】	112,171 【119.9％】	215,717 【192.3％】

（調査名・資料出所、備考）

- ・ 指標1は、介護給付適正化推進運動実施状況調査による。
- ・ 指標2は、要介護認定等に係る認定調査結果等報告による。（老健局老人保健課調べ）
- ・ 指標3は、「介護給付費実態調査月報」（大臣官房統計情報部調べ）によるものであり、毎年3月のサービス提供実績を基に算出された数値を記載している。  
なお、「地域密着型サービス」は、住み慣れた地域・自宅での生活を支援していく観点から、平成17年介護保険制度改革で制度化されたものであり、数値は平成18年度からのものである。
- ・ 指標4は、老健局振興課調べによるものであり、介護サービスを提供している事業所のうち、都道府県の指定情報公表センターのホームページにおいてサービス情報の公表を行っている事業所数である。

#### 施策目標の評価

##### 【有効性の観点】

平成19年度においては、介護給付費等費用適正化事業、要介護認定適正化事業等の取組を通じて、各種給付適正化を実施する保険者の割合がほぼ100%になる、要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率が前年度に比べて減少する等の効果が生じており、介護保険制度の適切な運営につながる取組を行えたものと考えられる。

また、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護サービス情報の公表制度支援事業等の実施を通じて、介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者の割合が増加する、介護サービス情報の公表事業所数が大幅に増加する等の効果が生じており、質・量両面にわたる介護サービス基盤の整備を図るための取組を行えたものと考えられる。

したがって、施策目標達成のための有効な取組を行うことができたものと評価できる。

## 【効率性の観点】

平成19年度においては、各種給付適正化を実施する保険者の割合がほぼ100%になる、要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率が前年度に比べて減少する等の効果が生じている。これは、介護保険制度の運営主体である保険者主体の取組を推進するとともに、保険者の事務の合理化を図るものであり、介護保険制度の適切な運営を図るための効率的な取組を行えたものと考えられる。

また、介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者の割合が増加する、介護サービス情報の公表事業所数が大幅に増加する等の効果が生じている。こうしたことから、地域密着型サービスの普及により、要介護者等が可能な限り地域で生活し続けられるようなサービス提供が促進されるとともに、サービス利用者の選択に基づくサービスの質の向上等が図られると考えられるところであり、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図るための効率的な取組を行えたものと考えられる。

したがって、施策目標達成のための効率的な取組を行うことができたものと評価できる。

## 【総合的な評価】

各種事業の実施等の取組を通じて、介護給付の適正化、要介護認定の適正化等を通じた介護保険制度の適切な運営、質・量両面にわたる介護サービス基盤の整備を図ることができたものと評価できる。したがって、今後とも、これまで行ってきた取組を実施していくことが必要である。

## 4. 個別目標に関する評価

## 個別目標1

介護保険制度の適切な運営を図ること

## 個別目標に係る指標

アウトプット指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)ただし、指標2については、【 】内は、目標達成状況(達成水準-実績値)。

		H16	H17	H18	H19	H20
1	各種給付適正化を実施する保険者の割合(単位:%) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標1と同じ	76 [-%]	79 【104%】	99 【125%】	99 【100%】	集計中
2	要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率 (単位:ポイント) (前年度に比べ、地域格差を縮小/毎年度) ※施策目標に係る指標2と同じ	-	-	18.9 [-%]	20.4 [-1.4p]	19.2 【1.2p】

(調査名・資料出所、備考)

- ・ 指標1は、介護給付適正化推進運動実施状況調査による。平成20年度の数値については現在集計中であり、平成21年秋頃公表予定。
- ・ 指標2は、要介護認定等に係る認定調査等結果等報告による。(老健局老人保健課調べ)

個別目標1に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から)

平成19年度においては、介護給付費等費用適正化事業等の取組を通じて、各種給付適正化を実施する保険者の割合がほぼ100%になる、要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率が前年度に比べて減少する等の効果が生じており、介護保険制度の適切な運営につながる取組を行えたものと評価できる。

また、これらの取組は介護保険制度の運営主体である保険者主体の取組を推進するとともに、保険者の事務の合理化を図るものであり、介護保険制度の適切な運営を図るための効率的な取組を行えたものと評価できる。

したがって、今後とも、これまでの取組を継続して実施していくことが必要である。

個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価

事務事業名 | 介護給付費等費用適正化事業

平成20年度 予算額等	地域支援事業交付金67,676百万円の内数(補助割合:[国40.5/100][都道府県20.25/100][市町村20.25/100]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )				
平成20年度 決算額	地域支援事業交付金58,381百万円の内数				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
介護給付の適正化のための事業であり、介護(予防)給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、介護保険制度の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供、介護保険サービス事業者間による連絡協議会等の開催等を行うことで、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図る。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移 (補正後) (百万円)	-	-	47,311 (※1)	53,853 (※1)	62,632 (※1)
予算上事業数等	-	-	- ※2	- ※2	- ※2
事業実績数等 (実施保険者数) (参考)	-	-	- ※2	- ※2	- ※2
各種給付適正化を実施する保険者の割合 (単位:%)	76 【-%】	79 【104%】	99 【125%】	99 【100%】	集計中
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
介護給付適正化事業について、保険者の99%が事業を実施している等の成果が出ていることから介護給付費等費用適正化事業の実施により、介護給付適正化事業の実施が促進され、介護給付の適正化が推進されたものと考えられる。 このため、引き続き、当該事業の実施等を通じて、多数の保険者が適正化事業を実施するよう支援を行う。					
※1 地域支援事業交付金の全体の内数である。 ※2 地域支援事業交付金の予算額は、給付見込額の3%を計上したものであり、予算を積算する上で、事業数等を見込んでいないこと、また、本事業は地域支援事業の内訳であり、本事業のみの事業実績報告数を保険者から報告されていないため、「予算事業数等」及び「事業実績数等」は記載していない。					
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					
事務事業名	要介護認定適正化事業				
平成20年度 予算額等	175百万円(補助割合:[国10/100]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )				
平成20年度 決算額	140百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
要介護認定に関して課題を有する市区町村(保険者)に対して、国から技術的助言を行う「認定適正化専門員」を要介護認定及び要支援認定に係る審査判定業務を行うために設置された介護認定審査会の運営現場へ派遣することなどにより、全国一律の基準に基づき客観的かつ公平・公正な審査判定を徹底するものであり、要介護認定の適正化を推進するために、必要な事業である。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	-	-	-	192	175
予算上事業数等	-	-	-	120	120

派遣箇所数					
事業実績数等	-	-	-	78	100
派遣箇所数					

実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）

要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率が前年度に比べて減少する等の成果が出ていることから、要介護認定適正化事業の実施により、要介護認定の適正な実施が推進されたものと評価できる。

また、要介護認定適正化事業の実施後に行ったアンケート調査の中間報告によれば、事業を実施した市区町村のうち94.6%の市区町村が本事業について「とても役に立った」、「役に立った」と評価しており、全国一律の基準に基づく客観的かつ公平・公正な審査判定等要介護認定の適正化に関して、事業が効果的な役割を果たしていると考えられる。

今後とも、引き続き、本事業を実施することにより、認定審査の更なる適正化を図る。

<b>個別目標2</b>						
必要な介護サービス量及び質を確保すること						
<b>個別目標に係る指標</b>						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合 (単位:%) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標3と同じ	-	-	5.9 【-%】	7.0 【118.6%】	7.6 【108.6%】
2	介護サービス情報の公表事業所数 (単位:事業所数) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標4と同じ	-	-	93,530 【-%】	112,171 【119.9%】	215,717 【192.3%】
3	各種研修の各年度の修了者数 (単位:人) (前年度以上/毎年度)	434,714 【124.8%】	524,422 【120.6%】	596,756 【113.8%】	673,544 【112.9%】	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は「介護給付費実態調査月報」(大臣官房統計情報部調べ)によるものであり、毎年3月のサービス提供実績を基に算出された数値を記載している。 なお、「地域密着型サービス」は、住み慣れた地域・自宅での生活を支援していく観点から、平成17年介護保険制度改革で制度化されたものであり、数値は平成18年度からのものである</li> <li>指標2は、老健局振興課調べによるものであり、介護サービスを提供している事業所のうち、都道府県の指定情報公表センターのホームページにおいてサービス情報の公表を行っている事業所数である。</li> <li>指標3は老健局振興課及び高齢者支援課調べによる。なお、指標中の「各種研修」の修了者数とは介護支援専門員の「実務研修」及び「現任研修」並びに「ユニットケア指導者養成研修」の修了者数を合算したものである。なお、「ユニットケア」とは、個室と共同生活室により構成され、おおむね入居定員が10人以下の「ユニット」において、居宅での生活に近い環境の中で行われる個別ケアであり、「ユニットケア指導者」とは、ユニットリーダー研修の講師やコーディネーターの役割を果たす者である。</li> </ul> <p>また、平成20年度の数値については現在集計中であり、平成21年12月頃公表予定である。</p>						
個別目標2に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から)						
全サービスの利用者に占める地域密着型サービスの利用者の割合が、平成19年度の7.0%に比べ、平成20年度は7.6%と増加傾向にあること等から、市区町村が地域の実情・ニーズを踏まえ策定した整備計画に基づき地域介護・福祉空間整備等施設整						

備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金を活用することによって、基盤整備が着実に図られていると評価できる。

介護サービス情報の公表については、利用者が質の高い介護サービス事業者を選択することに資するものであり、公表事業所数が、平成19年度の112,171事業所から、平成20年度には215,717事業所へと増加していることから、介護サービス情報の公表制度支援事業の実施により、事業者の介護サービスの質の向上等のための取組が進み、介護サービス全般の質の向上につながったと評価できる。

また、介護支援専門員の「実務研修」・「現任研修」及び「ユニットケア指導者養成研修」の各年度の修了者数が増加していることから、介護支援専門員等に対する研修事業・介護サービス適正実施指導事業の実施により、各種研修修了者が拡大し、介護人材の資質の向上、質の高いサービスの提供等の拡充等が図られたものと評価できる。

以上のように、各事業の推進により必要な介護サービス量及び質の確保が図られたところであり、今後とも、これまでの取組を継続して実施していくことが必要である。

#### 個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価

事務事業名 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

平成20年度  
予算額等 41,200百万円（補助割合：[国 定額]）  
一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）

平成20年度  
決算額 15,564百万円

実施主体 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所  
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人  
その他（ ）

#### 事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）

介護サービスの基盤整備（必要な介護サービス量の確保）については、できる限り住み慣れた自宅や地域で生活が継続できるように在宅サービスや地域密着型サービスの充実に努め、在宅で常時の介護を受けることが困難な方のために特別養護老人ホーム等の施設整備に努めるなど、多様な介護サービス基盤の整備を各自治体において進めていくことを目的として、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を平成17年度に創設し、都道府県及び市区町村が進める介護サービスの基盤整備を支援している。

また、平成18年度からは、本交付金は市区町村に対する交付金に一本化し、中心的な事業内容となる地域密着型サービスの基盤整備のほか、

① 介護療養型医療施設から介護老人保健施設等介護保険施設への転換を支援する「介護療養型医療施設転換整備事業」

② 既存の特別養護老人ホームのユニット化改修事業、市区町村提案による先進的なモデル事業の実施を支援する「市町村提案事業」

等のメニューを創設し、市区町村における介護サービス等の基盤整備の推進を多方面から支援している。

事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	-	86,590	44,310	28,482	32,276
予算上事業数等 計画数	-	435	341	1,058	1,105
事業実績数等 計画数	-	435	1,058	1,105	1,025

#### 実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）

全サービスの利用者に占める地域密着型サービスの利用者の割合が、平成19年度の7.0%に比べ、平成20年度は7.6%と増加傾向にあること等から、市区町村が地域の実情・ニーズを踏まえ策定した整備計画に基づき本交付金を活用することによって、基盤整備が着実に図られていると考えられ、本交付金が成果をあげていると評価できる。したがって、引き続き本交付金を活用することにより、介護サービス等の基盤整備の推進を図っていくことが必要であると考えられる。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金による事業の実施状況が低調であることについては、介護療養病床の転換が平成23年度末までという期間的猶予があり、市区町村において他の施策を優先して進めていること等が考えられる。

また、消防法施行令の改正に伴い、小規模福祉施設においてもスプリンクラーの設置が義務づけられることとなり、既存の小規模福祉施設については平成21年度から平成23年度までの3カ年の間に整備を進めるよう経過措置が設けられていることから、平成23年度までの時限措置として市町村交付金において支援していくこととしている。

#### 個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価

事務事業名	地域介護・福祉空間整備推進交付金				
平成20年度 予算額等	3,300百万円(補助割合:[国 定額]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )				
平成20年度 決算額	1,225百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
<p>「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」と相まって、地域の実情に応じた実効性のある地域介護・福祉空間形成を推進するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型サービス等の導入に必要な設備やシステムに要する経費</li> <li>・高齢者と障害者や子供との共生型サービスの推進に要する経費</li> <li>・「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスの推進に要する経費</li> </ul> <p>などに対して助成をする。 これらの助成は、地域における介護サービス基盤の実効的な整備を図る観点から、必要なものであると考えられる。</p>					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	-	-	2,970	2,472	2,353
予算上事業数等 自治体数	-	-	276	276	228
事業実績数等 自治体数	-	-	276	228	281
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
<p>全サービスの利用者における地域密着型サービスの利用者の割合が、平成19年度の7.0%に比べ、平成20年度は7.6%と増加傾向にあること等から、市区町村が地域の実情・ニーズを踏まえ策定した整備計画に基づき本交付金を活用することによって、基盤整備が着実に図られていると考えられ、本交付金が成果をあげていると評価できる。したがって、引き続き、本交付金を活用することにより、介護サービス等の基盤整備の推進を図ることが必要である。</p>					
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					
事務事業名	介護サービス情報の公表制度支援事業				
平成20年度 予算額等	486百万円(補助割合:都道府県分[国1/2][都道府県分1/2] 公益法人分[国10/10]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )				
平成20年度 決算額	326百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
<p>介護サービスの質の向上、利用者の権利擁護等の観点から、介護サービス事業所が利用者に対し、サービス選択に必要な情報を公表する介護サービス情報の公表制度について、各都道府県における円滑な実施を支援するとともに、全国的見地から、将来に渡り、安定的かつ継続的に制度運営を支援するために必要な事業である。</p>					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	-	-	3,038	1,980	486
予算上事業数等 事業所数	-	-	93,580	93,580	112,171
事業実績数等 事業所数	-	-	93,580	112,171	215,717
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
<p>介護サービス情報の公表事業所数が年々増加していることから、本事業の実施によって、利用者に対する事業所の取組状況の公表が推進され、介護サービス全般の質の向上につながったものと評価できる。事業所の介護サービス公表の取組が推進されるよう、</p>					

今後とも、引き続き、事業を実施していくことが必要であると考えられる。					
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価					
事務事業名	介護支援専門員等に対する研修事業				
平成20年度 予算額等	350百万円（補助割合：[国1/2][都道府県1/2]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	188百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
介護支援専門員は、要介護者等の希望や心身の状況、置かれている環境等を適切に把握し、自立生活を支援する観点から、多職種連携により、適切なサービス利用計画を総合的に設計し、提供する役割を担っている。その資質の向上を図るため、養成段階から実務に就いた後に至るまで、継続的に研修の機会を提供できるよう、体系的に研修事業を行うものである。					
政府決定・重要施策との関連性					
「社会保障国民会議・第二分科会（サービス保障（医療・介護・福祉）中間とりまとめ）においても、『地域包括ケアづくりには、在宅支援機能をもつ主治医（在宅療養支援診療所）とケアマネジメントを担う介護支援専門員（ケアマネジャー）の緊密な連携が不可欠であり、両者の連携が核となり、サービス提供に関わる様々な関係職種と協働しながら、地域医療ネットワークや地域の在宅介護サービスなどの「サービス資源」を駆使して、一人一人の患者・要介護者のニーズに合わせたサービスを計画的に提供していく、という「地域包括ケアマネジメント」が不可欠である。このため、地域における医療・介護・福祉サービスの量的整備と併せて、マネジメントを有効に機能させるためのワンストップの総合相談体制の整備・診療所の在宅支援機能の強化、介護支援専門員（ケアマネジャー）の機能強化等を進めることが必要である。』と謳われており、介護支援専門員等に対する研修事業は、資質向上を図る上で重要であることが示されている。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	268	266	515	350	350
予算上事業数等 研修受講者数 （人）	348,318	434,714	524,422	596,728	673,486
事業実績数等 研修受講者数 （人）	434,714	524,422	596,728	673,486	集計中 （平成21年12月頃 集計予定）
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
介護支援専門員研修の修了者は年々伸びており、また、養成段階だけではなく、実務に就いた後も継続的に研修の機会を提供できるよう体系的に研修事業が行われており、本事業が介護人材の資質の向上、質の高いサービス提供の推進等につながったものと評価できる。今後とも、継続的に介護支援専門員の質の向上が図られるよう、当該事業を実施していくことが必要であり、そのための積極的な予算の活用を推進していくことが必要である。					
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価					
事務事業名	介護サービス適正実施指導事業				
平成20年度 予算額等	473百万円 ・都道府県・指定都市が実施する場合 （補助割合：[国1/2][都道府県・指定都市1/2]） ・市町村（指定都市を除く。）が実施する場合 （補助割合：[国1/2][都道府県1/4][市町村1/4]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	154百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				

事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
平成15年より導入された施設でのユニットケアにおけるユニットリーダー等のような、新たなサービス等に対応した人材の養成や、介護サービス利用者の精神的なサポート等の様々な役割を担う介護相談員の養成を行っていくこと等により、介護サービスの質の確保・向上を図るものであり、介護保険事業を適正に実施していくために必要なものである。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後)(百万円)	742	626	3,786	746	170
予算上事業数等 自治体数	90	89	62	62	64
事業実績数等 自治体数	89	77	62	64	62
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
この介護サービス適正実施指導事業に位置づけられるユニットケア指導者養成研修は、ユニットケアの提供において必要とされるユニットリーダー研修における講師やコーディネーターを養成する研修であり、修了者の質を担保するため、主に、認知症介護研究・研修東京センターから推薦を受けたユニットリーダー研修実地研修施設の職員を対象としているものであり、平成18年度から実施しているものである。 ユニットリーダー研修における講師やコーディネーターを養成する「ユニットケア指導者養成研修」が開始された結果、ユニットリーダー研修の実施に必要な講師・コーディネーターの着実な増加による研修体制の強化につながり、評価できる。したがって、引き続き本事業を実施していくことにより、介護人材の資質の向上等を図ることが必要である。					

個別目標3						
認知症高齢者支援対策を推進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準）						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	認知症サポーター数(単位:人) (前年度以上/平成20年度、100万人/平成21年度)	-	29,982 【-%】	168,721 【562.7%】	446,682 【264.7%】	723,368 【161.9%】
(調査名・資料出所、備考)						
・平成20年度認知症サポーター100万人キャラバン報告会資料 (平成21年1月10日全国キャラバンメイト連絡協議会)						
・各年度の認知症サポーター数は、キャラバンメイト数を含んでいる。						
個別目標3に関する評価（個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から）						
平成20年度については、前年度と同様に全ての都道府県及び指定都市において認知症対策事業が実施されており、地域における認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターの養成について、平成21年度に100万人に到達することを目標として研修受講数は毎年順調な伸び率を示している。このため、認知症対策等総合支援事業の実施等を通じて、国民の間における認知症への理解と地域づくりが進み、認知症高齢者支援対策が総合的に推進されていると評価できる。						
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価						
事務事業名	認知症対策等総合支援事業					
平成20年度 予算額等	1,606百万円(補助割合:[国1/2][都道府県1/2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )					
平成20年度 決算額	1,177百万円					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )					

事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
認知症について早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通じ、地域において総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことを目的とし、①認知症介護指導者や介護従事者等に対する研修、②認知症の主治医（かかりつけ医）やサポート医の養成、③高齢者の権利擁護に関する相談窓口の設置、④地域での認知症医療や福祉の拠点に関する情報を整理したマップの作成等により、認知症対策を総合的に推進することとしている。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	-	-	1,498	7,688の内数	1,417
予算上事業数等 自治体数	-	-	62	62	64
事業実績数等 自治体数	-	-	62	64	64
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
平成20年度については、前年度と同様に全ての都道府県及び指定都市において認知症対策事業が実施されている。このため、地域における認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターの養成についても、平成21年度に100万人に到達することを目標として研修受講数は毎年順調な伸び率を示しており、本事業の実施を通じて国民の間における認知症への理解と地域づくり等が進んでいると評価できる。 また、平成20年度に創設された認知症ケア高度化推進事業については、国内外の認知症ケア実践例及びその効果に関する情報の集積、分析評価、情報発信を行い、認知症介護の現場における標準化・認知症ケアの高度化を図ってきたところであり、これらの事業の継続が必要であると考えられる。					

## 5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率
指標1 目標達成率 集計中 指標2 目標達成率 1.2p 指標3 目標達成率 108.6% 指標4 目標達成率 192.3%
（目標達成率を算定できない場合、その理由） 指標1については、現在集計中である。
2 評価結果の政策への反映の方向性
i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） （イ）施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 （ <input checked="" type="checkbox"/> ）見直しを行わず引き続き実施 （ハ）施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）
（理由） 高齢者が住み慣れた地域において自立し、尊厳を持って生活できるよう、介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤を整備していくことは重要であり、この施策目標の実施に関して、これまで、有効かつ効率的な取組を行ってきたことから、今後とも、引き続き、これまでの取組を実施していくことが必要である。
3 施策目標等に係る指標の見直し（該当するものすべてに○）
（施策目標に係る指標） i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討  （個別目標に係る指標） i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討
（理由）

## 6. 特記事項

①国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む。）の該当 （1）有・無
--

(2) 具体的記載

- ②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当  
(※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)  
(1) 有・無  
(2) 具体的内容
- 経済財政改革の基本方針2009(平成21年6月23日閣議決定)  
・「安心社会の実現のために、社会保障の機能強化・効率化と雇用を軸とした生活安心保障の再構築を進める。その財源については、第1章4.(2)の基本方針に従って確保する。」  
・「安定財源を確保した上で、2015年までの「医療・介護及び子育てサービス・人材整備」目標を実現する。」
- 持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」(平成20年12月24日閣議決定、平成21年6月23日一部改正)  
・「国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、年金、医療及び介護の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図る。」
- ③審議会の指摘  
(1) 有・無  
(2) 具体的内容
- ④研究会の有無  
(1) 有・無  
(2) 研究会において具体的に指摘された主な内容
- ⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当  
(1) 有・無  
(2) 具体的状況
- 介護保険事業等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告(平成20年9月)  
「介護保険給付の適正化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。  
① 市町村が行う介護サービス事業者に対する指導監査について、ノウハウの提供を含めた体制の整備策を講じ、その上でこれを積極的に実施するよう要請すること。  
② 介護給付適正化事業について、  
i) 事業項目ごとの効果を分析した上で、その結果を市町村に示すとともに、  
ii) 都道府県に対して、介護給付適正化事業による過誤調整が行われた件数等を市町村ごとに把握し、介護給付適正化事業の実施に資するよう要請すること  
により、市町村が介護給付適正化計画に基づく取組を効果的に行い得るよう措置すること。」
- ⑥会計検査院による指摘  
(1) 有・無  
(2) 具体的内容
- ⑦その他

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし。